

作業方針案作成にあたっての第1回検討会での指摘事項への対応状況

	検討員からのご意見	対 応
1	レッドリストの上位（危機的なもの）の種だけを対象にするのではなく、下位の種も見ていく必要がある。	今回の選定では、環境省レッドリストに掲載されている種であることを前提条件とした。 また、狭域分布の種については、リストでのランクが下位であっても選定対象として取り扱うこととした。
2	第二次指定では、魚類についても対象としてほしい。	魚類については自然公園法施行規則により捕獲規制は適用除外とされているが、将来的に魚類を対象とすることが可能か否かについて別途検討したい。
3	詳細要件の「全国的に見ても絶滅の危機に瀕していると判断される種」について、昆虫などは、局所的に多数生息するなど分布に偏りがあり、全国を平均に見たレッドリストの扱いをそのまま採用するのはどうか。	地域的に絶滅のおそれの個体群については、情報が十分に収集できていないため、今回の選定対象とはしない。 なお、「全国的に見ても絶滅の危機に瀕している」ものとして、具体的に環境省レッドリストの絶滅危惧 類（CR + EN）を対象とすることを明記した。
4	「その地域において公園の特別地域に生息する種であって」とした方がよいのではないかと。生息地の大部分が公園内である必要あり。	
5	全国のどこかにいけばよいという考え方は危険であり、遺伝的に異なる個体群について考えれば、個々の地域において重要と言う必要あり。	選定要領の要件に「学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物」を追加した。ただし、今回の選定にあたっては、これらについての情報が十分に収集できていないため、この要件に基づく選定は実施しない。
6	詳細要件はこれらのうちいくつかを満たせばよいのであれば、要件の1つとして「公園内で学術的に重要であると認定される場合」を追加した方がよい。今の案では遺伝的多様性が要件にひっかからない。	なお、狭域分布種については、詳細選定要件として「我が国においてごく限られた国立・国定公園の特別地域のみを主要な生息地とすることが判明している種であること」を記載し、対象とした。
7	「景観資源」というだけでは選定基準として不十分であり、何か他の要件と組み合わせる必要はないか。捕獲規制をすることによって逆に個体数が増えすぎるようなことがないように、適正な種を選定していく必要がある。ベクトル（方向性）としてはあくまで生態系、生物多様性の保全である。	「景観資源として重要」の内容を明示し、「当該動物を見るために国立・国定公園に多くの利用者が訪れている、又は当該動物の生息地又は繁殖地であるということが、当該地域の景観に特別な意味をもたらしていると認められる種である」ことを記載。
8	詳細要件に「捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの」を挙げているが、捕獲圧を減少要因として証明するのは難しい。書き方の工夫が必要ではないか。	「捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの」に加え「捕獲圧が主要な減少要因になるおそれがあるもの」を追加した。
9	「これまでの主要な減少要因の一つが捕獲圧であるもの、又は、今後の主要な減少要因の一つが捕獲圧と予測されるもの」といった文言に変えればよいのではないかと。	
10	生息地保全については、必要があれば公園区域を拡張するなど対応を発展的に考える必要がある。動物の生息環境の保全をさまざまな制度に入れていく。	「特別地域以外にも隣接して主要な生息地がある場合には、当該生息地の大部分が特別保護地区等として指定され、その環境保全が担保されていること」、「国立・国定公園特別地域での捕獲規制を実施することにより、特別地域に指定されていない主要な生息地において捕獲圧が著しく高まり、当該地域における個体群の存続に支障をきたすおそれがある場合は、これらの地域における保全方策が講じられていること」を記述。
11	2次的自然でなく、原生的な自然に依存する種が生息する地域については、特別保護地区に編入した方がよいと考える。特定の種だけでみるのではなく、生態系全体として見ていく必要がある。	
12	昆虫類の食草については移植可能性、繁殖可能性などについても調べておいてほしい。	調べた上で報告したい。
13	指定動物の指定にあたっては、その公園で保護することが効果的な種を指定する。広く候補としておいて、優先順位を決め、第1次指定、さらに第2次指定を行うということによいのではないかと。	「指定動物に指定し、規制を行うことにより直接的又は間接的に当該動物の保護上の効果があると見込まれるものであること」を要件とするとともに、実際の選定にあたっては、御指摘のとおり、段階的に指定していく。